

ガス工事約款

2025年4月1日

福井都市ガス株式会社

目 次

I	約款の適用	
1.	適 用	1
2.	工事約款の揭示、変更	1
3.	用語の定義	1
II	ガス工事の申込み及び契約	
4.	ガス工事の申込み	2
5.	契約の成立及び変更	3
6.	承諾の義務	3
III	ガス工事	
7.	工事の設計見積もり等	4
8.	ガス工事の実施	4
IV	ガス工事に伴う費用の負担	
9.	内管工事に伴う費用の負担	5
10.	本支管及び整圧器の新設・入取替工事に伴う費用の負担	7
V	工事費等の申し受け、精算及び支払い方法	
11.	工事費等の申し受け及び精算	8
12.	工事費等の支払方法	9
VI	その他	
13.	ガス工事の変更、解約の場合の損害賠償等	9
14.	不可抗力による損害	9
15.	担保責任	10
16.	裁判管轄	10
	附則 1. 実施期日	10
	(別表第1) お客さまが供給を受けるガスの圧力	11
	(別表第2) 本支管工事費の当社の負担額	12
	(別表第3) 本支管及び整圧器	12

福井都市ガス工事約款

I 約款の適用

1. 適用

- (1) 当社が維持及び運用する導管によりお客さまがガスの供給を受ける場合のガス工事の条件は、このガス工事に係る約款（以下「この工事約款」という。）による。
- (2) お客さまは、あらかじめこの工事約款を承諾のうえ、当社にガス工事を申込まなければならない。当社がお客さまからの申込みを承諾したときは、この工事約款をガス工事契約の内容とする。
- (3) この工事約款に定めのない細目的事項は、その都度お客さまと当社との協議により定めるものとする。

2. 工事約款の揭示、変更

- (1) 当社は、この工事約款を当社事務所に掲示するほか、当社ホームページにおいて掲示する。
- (2) 当社は、この工事約款を変更する場合は、当社事務所に掲示すること等により、この工事約款を変更する旨、変更後のこの工事約款の内容及びその効力発生時期を周知するものとする。

3. 用語の定義

この工事約款において使用する用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 熱量 温度零度及び圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいう。
- (2) 標準熱量 お客さまに供給するガスについて、法及びこれに基づく命令（以下「ガス事業法令」という。）で規定する方法によって測定するガスの熱量の毎月の算術平均値の最低値をいう。
- (3) 最低熱量 お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいう。
- (4) 圧力 ガス栓の出口におけるガスの静圧力をゲージ圧力で表示したものをいう。
- (5) 最高圧力 別表1に規定するお客さまに供給するガスの圧力の最高値をいう。
- (6) 最低圧力 別表1に規定するお客さまに供給するガスの圧力の最低値をいう。
- (7) 供給施設 導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓をいう。
- (8) 本支管 導管のうち、原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国または地方公共団体の管理する道路をいう。）に並行して公道に埋設するものをいい、付属するバルブおよび水取り器等を含む。なお、次の各号のすべてを満たす私道に埋設する導管については、将来当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関し、あらかじめ当該場所に係る土地の所有者の承諾を得られる場合に限り、本支管として取り扱う。
 - ① 不特定多数の人および原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること。
 - ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること。
 - ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと。
 - ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること。
 - ⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること。

- (9) 供給管 導管のうち、本支管から分岐してお客さまが占有し、又は所有する土地と道路との境界線に至るまでのものをいう。
- (10) 内管 導管のうち、前号に規定する境界線からガス栓までのものをいう。
- (11) ガス遮断装置 危急の場合にガスをすみやかに遮断することができる装置をいう（ガスの供給確保のため本支管に設置されるバルブを含まない。）
- (12) 整圧器 ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいう。
- (13) 昇圧供給装置ガスを昇圧して供給するもので、蓄ガス器(ガスを高圧で蓄える容器をいう。)を備えないものをいう。
- (14) ガスメーター 料金算定の基礎となるガス使用量を計量する機能を持った計量器をいい、これに装着された装置のうち漏えい検知器を含む。
- (15) マイコンメーター マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏洩、使用量の急増や長時間使用時など、記憶させた条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいう。
- (16) ガス栓 お客さま等の敷地内のガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始又は停止時に操作する栓をいう。
- (17) メーターガス栓 ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時に操作する栓をいう。
- (18) 使用状況の変更 ガス栓の増減、内管及びガスメーターの位置替え等の供給施設の変更および消費機器の増減により、ガスの使用状況が変更される場合をいう。消費機器の増減とは供給施設の変更の有無を問わない。
- (19) ガス工作物 ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業の用に供するものをいう。
- (20) 消費機器 ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備等の附属装置を含む。
- (21) 消費税等相当額 消費税法に規定する消費税及び地方税法に規定する地方消費税に相当する金額をいう。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。

II ガス工事の申込み及び契約

4. ガス工事の申込み

- (1) ガスを新たに使用するため又はガスの使用状況を変更するためにガス工事を申込み者は、あらかじめこの工事約款を承諾のうえ、当社に申込みなければならない。（8（2）より当社が承諾した工事人にガス工事を申込み者を除く。）
- (2) （1）のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいう。
- (3) 前項の申込みをする場合において、当社が必要と認めたときは、当社所定の申込書を使用するものとする。
- (4) 申込みの受付場所は、当社事務所とする。
- (5) 当社は、第1項において、建築業者、宅地造成業者、都市再生機構、住宅供給公社等（以下「建築業者等」という。）が申込みをした場合には、その建築業者等をお客さまとみなすものとする。

(6) 当社は、第1項の申込みの際における消費機器の1時間当たりの標準ガス消費量及び将来のガスの使用予定を考慮し、ガスメーターの能力（ガスメーターの1時間当たりの使用最大流量を立方メートルで表示した数値をいう。以下同じ。）を決定する。ガスメーターの能力は、原則として、当該ガスの使用申込みの時にお客さまが設置している消費機器および将来設置を予定している消費機器（使用開始時において、第1項に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限る。）が同時に使用されたときの1時間当たりの標準ガス消費量を通過させることができる適正なガスメーターの能力とする。なお、家庭用の場合には、次の消費機器は算出する場合の消費機器から除くものとする。

① オープン、卓上コンロ等でガス消費量あるいは使用頻度が少ないもの

② 暖房器具または温水器具等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと認められた個数の器具（器具が大型のものと小型のものがあるときは、小型のものとする。）また、家庭用以外にガスを使用する場合は、その使用状況に応じ、お客さまと協議のうえ適正なガスメーターの能力を決定することができる。

5. 契約の成立及び変更

(1) ガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」という。）は、前条第1項の申込みを当社が承諾したときに成立する。契約を変更しようとするときも同様とする。

(2) お客さまが希望するとき、又は当社が必要とするときは、ガスの需給に関し、必要な事項について契約書を作成することができる。この場合において、契約は、第1項の規定にかかわらず契約書において定める契約成立の日に成立したものとする。

6. 承諾の義務

(1) 当社は、4(1)のガス工事の申込みがあった場合には、(2)の条件を満たしていることを前提として承諾する。ただし、(3)又は(4)に規定する場合を除く。

(2) お客さまの資産となる3(9)に規定する境界線よりガス栓までの供給施設は、当社が工事を実施したものであることを条件とする。ただし当社が特別に認める場合はこの限りではない。

(3) 当社は、次にかかげる当社の責めによらない事由によりガスの供給が不可能な場合には、申込みの全部又は一部を承諾しないことができる。この場合、遅滞なくその理由を申込者に通知するものとする（(3)において同じ）。

① ガス工作物を設置すべき土地、道路又は河川が、法律、命令、条例または規則により、ガス工作物に関する当該工事が制限又は禁止されている場合

② 災害及び感染症の流行等によりガスの製造能力または供給能力が減退した場合

③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合

④ ガスの使用申込みに係る場所が特異地形等であって、ガスの供給が技術的に困難である場合又は保安の維持が困難と認められる場合

⑤ その他、物理的若しくは人為的又は能力的原因により、当社の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合

(4) 当社は、申込者が当社との他の契約（既に消滅しているものを含む。）の料金を一般ガス供給約款17(3)に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申込みの全部又は一部を承諾しないことができる。

Ⅲ ガス工事

7. 工事の設計見積もり等

- (1) 当社は、4 (1) の申込みに伴い、内管及びガス栓の工事を必要とするときは、遅滞なく工事の設計及び見積りを行い、工事費の明細を通知し、お客さまと協議のうえ、工事予定日を決定する。
- (2) 当社は、4 (1) の申込みに伴い本支管若しくは整圧器の新設工事又は本支管を入替え若しくは整圧器を取り替える工事（以下「入取替工事」という。）を必要とする場合において、10 (1) から (8) までの規定によりお客さまから工事負担金を徴収するときは、遅滞なく工事の設計及び見積りを行い、工事負担金の明細をお客さまに通知する。
- (3) (1) 及び(2) のガス工事の設計及び見積りの際、試掘調査など別途費用を要する場合、その費用に消費税等相当額を加えた金額を、お客さまに負担させることができる。

8. ガス工事の実施

－ガス工事の施工者等－

- (1) ガス工事は、当社が施工する。ただし、当社が承諾した工事人に施工させることができる。
- (2) ガス工事のうち、簡易内管施工に関するものは内部規程で定める。

－気密試験等－

- (3) 当社は、当社がその工事を施工した内管及びガス栓を引き渡すにあたっては、あらかじめ内管の気密試験を行うものとする。

－ガスメーター等の設置－

- (4) 当社は、1 需要場所（ガスの供給を必要とする場所のうち、ガスの使用形態から見て一体として区分・把握し得る範囲をいう。）につきガスメーター1 個を設置する。この場合、1 構内をなすものは1 構内を、また、1 建物をなすものは1 建物を1 需要場所とするが、下記の場合には、原則として次によって取扱う。ただし、当社は、お客さまの申込みがあり、かつ、当社が特別の事情があると判断したときには、2 個以上のガスメーターを設置することができる。

① アパート等の集団住宅

各1 戸が独立した住居と認められる場合で当社が認めたときは、各1 戸を1 需要場所とする。この場合において、独立した住居と認められる場合とは、次のすべての条件に該当する場合をいう。

イ 各戸が独立的に区画されていること。

ロ 各戸の配管設備が相互に分離して施設されていること。

ハ 各戸が炊事のための設備等住居に必要な機能を有すること。

② 店舗、官公庁、工場等

1 構内または1 建物に2 以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1 需要場所とする。

③ 施設付住宅

1 建物にアパート等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合は、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱う。

- (5) 当社は、お客さまと協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針及び検査、取替

え等の維持管理が容易な場所にガスメーターを設置する。

— 供給施設等の設置承諾 —

(6) 当社は、3(9)に規定する境界線内において、そのお客さまのために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用することができる。この場合において、その場所が借地又は借家に係るときは、お客さまは、あらかじめ地主、家主その他の利害関係者の承諾を得ておかなければならない。

これに関して、後日紛争が生じても当社は責任を負わない。

(7) 当社がお客さまのために私道に導管を埋設する場合には、お客さまは私道所有者等からの承諾を得なければならない。

(8) 当社は、お客さまの門口にお客さまである旨の標識を掲げる。

IV ガス工事に伴う費用の負担

9. 内管工事に伴う費用の負担

— 供給施設の所有区分と工事費 —

(1) 内管及びガス栓は、売渡しとする。

(2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当社が留保するものとし、その旨の表示を付すことがある。この場合において、お客さまは、当社の承諾なしに使用することはできない。(4)、(6)及び(8)において同じ。)

(3) 当社は、内管及びガス栓の工事に要する費用をお客さまから徴収する。内管およびガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類および工事を行う建物の種類に応じて、下記①に定める方法により算定した見積単価(ただし、下記②にかかげる工事を除く。)に、延長や個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要な付帯工事費、夜間工事費、休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものとする。

① 内管およびガス栓の見積単価は、工事に要する材料費・労務費・運搬費・設計監督費および諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1m当り、1個当りまたは1箇所当り等で表示する。

なお、見積単価を記載した見積単価表は、当社事務所に掲示する。

イ 材料費

材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手、その他の材料のそれぞれの数量にそれぞれの材料単価を乗じて算出する。

ロ 労務費

労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出する。

ハ 運搬費

運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出する。

ニ 設計監督費

設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出する。

ホ 諸経費

諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出する。

② 次に掲げる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加え

たものとする。

イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事

ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事

ハ 当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた
工事材料をお客さまが提供する工事

(4) お客さまのために設置されるガス遮断装置は、原則として売渡しとし、当社は、これに要する工事費をお客さまから徴収する。

(5) (4)に定めるガス遮断装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとする。

(6) お客さまの申込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、売渡しとし、これに要する工事費をお客さまから徴収する。

(7) (6)に定める整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとする。

(8) お客さまの申込みにより設置される昇圧供給装置は、原則として売渡しとし、当社は、これに要する工事費をお客さまから徴収する。

(9) (8)に定める昇圧供給装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものとする。

(10) ガスメーターは、原則として、当社所有のものを設置し、これに要する工事費(所要工事費に消費税等相当額を加えた額をいう。)は、お客さまが負担する。ただし、お客さまの申込みによらないで当社がガスメーターの位置替えを行った場合は、これに要する工事費は、当社が負担する。

(11) 供給管は、当社の所有とし、これに要する工事費は、当社が負担する。ただし、お客さまの申込みにより供給管の位置替えを行う場合は、これに要する工事費(設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいう。)は、お客さまの負担とする。

— 工事材料の提供と工事費算定 —

(12) 当社は、お客さまが工事材料を提供する場合、次により工事費を算定する。

① 当社は、お客さまが工事材料を提供する場合(②を除く。)には検査を行い、それを用いることがある。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを条件とする。この場合において、その材料を工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定する。又、当社は、提供された工事材料の検査に要する費用(所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。)をお客さまから徴収する。

② 当社は、当社が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で当社が指定する製作品に組み込まれた工事材料をお客さまが提供する場合は、検査を行い、それを用いることがある。この場合において、その工事材料を控除して工事費を算定する。又、別に定める検査に要する費用(所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。)をお客さまから徴収する。

③ 前号に規定する工事材料とは、次の各号のすべての条件に該当するものに限る。これを用いる場合においては、お客さまは、あらかじめ当社と別途契約を締結するものとする。

イ ガス事業法令及び当社の定める材料、設計、施工基準に適合するものであること

ロ 当社が指定する講習を修了した者により、当社が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること。

— 修繕費の負担 —

- (13) 供給施設の修繕費（所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。）は、原則として、その供給施設の所有者の負担とする。

10. 本支管及び整圧器の新設・入取替工事に伴う費用の負担

－工事負担金－

(1) 本支管及び整圧器（9（6）の整圧器を除く。）は当社の所有とする。お客さまの申込みに伴う本支管及び整圧器の工事について、次の各号に定めるところにより算定した工事費の金額が別表第2に定める当社の負担額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えた額を工事負担金としてお客さまから徴収する。

① 本支管の延長工事を行う場合は、お客さまの予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器（別表第3に掲げる本支管及び整圧器のうち、お客さまの予定使用量の供給に必要な最小限の口径のものとする。）の設置に要する工事費の金額。

② 入取替工事を行う場合は、その工事に要する工事費から入取替時における既設本支管及び既設整圧器と同等のものの材料費（すべての既設本支管および既設整圧器の帳簿価額（消費税等相当額を除いた額をいう。）の平均額のうち、材料費（消費税等相当額を除いた額をいう。）を差し引いた金額。

③ 本支管の延長工事が入取替工事を伴う場合は、①に規定する金額と②に規定する金額を合計した金額。

－複数のお客さまから申込みがあった場合の工事負担金の算定－

(2) 当社は、2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合で、1の工事として設計見積りをし、工事を施工することができるときは、お客さまと協議のうえ、1の工事として前項の規定を適用することができる。

(3) (2)の場合、当社が同時に設計見積りを行った工事費（消費税等相当額を除いた額をいう）の金額が、当該2以上のお客さまの全数につき別表第2に定める当社負担額を合計した額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えた金額を工事負担金とし、それぞれのお客さまごとに算定する。

(4) (2)の「1の工事」とは、同時になされた全てのお客さまの申込みについて、当社が一括して同一設計書で実施する工事をいう。

(5) 複数のお客さまから共同してガス工事の申込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合には、その申込みを1つの申込みとして取り扱うことができる。

(6) (5)の場合の工事費（消費税等相当額を除いた額をいう。）が、その複数のお客さまについての別表第2の当社の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまの負担とする。この工事負担金は、それぞれのお客さまごとの算定は行わない。

((7)、(8))において同じ。)

(7) 当社は、建築業者等が2以上のガスの使用予定者のために申込みを行う場合は、2以上のお客さまから共同して申込みがあったものとして取り扱うものとする。この場合において、工事費（消費税等相当額を除いた額をいう。）の金額が、使用予定者の数に別表第2に定める当社負担額を乗じて算定した額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えた金額を工事負担金とする。

一 宅地分譲地の場合の工事負担金算定

(8) 当社は、宅地分譲地に係るガスの使用の申込みがあった場合は、次により工事負担金を算定する。

- ① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築業者等により、ガスの使用申込みを受け、かつ、3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいう。ただし、既築の建物が区画数の50パーセント以上の場合を除くものとする。
- ② 申込みに係る使用予定者数に対するガスの供給に必要な工事費（消費税等相当額を除いた額をいう。）の金額が、3年経過後に予想されるガスの使用予定者数に別表第2に定める当社負担額を乗じて算定した額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金とする。この場合において、3年経過後のガスの使用予定者数は、原則として、使用予定者数の50パーセントを超えるものとする、ただし、特別の事情がある場合は、30パーセント以上とすることができる。
- ③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築業者等によりガスの使用申込みを受けた時に3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、お客さまと協議のうえ、工事負担金を決定することがある。

V 工事費等の申し受け、精算及び支払い方法

1 1. 工事費等の申し受け及び精算

- (1) 当社は、9の規定により算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいう。）の前日までに全額徴収する。
- (2) 当社は、10の規定により算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（申込者がガスの引用可能な状態になる日をいう。）の前日までに全額徴収する。
- (3) 当社は、次の各号に該当する場合は、着手金を工事着手前に徴収し、お客さまが負担する9および10の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といい、消費税相当額を含む。）を、その工事完成日までに2回以上に分割して徴収することができる。
 - ① 長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として6か月を超える工事をいう。）
 - ② その他、当社が特に必要と認めた工事
- (4) 当社は、増設工事等で小規模な工事（工事費が、10万円以下の工事をいう。）については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費等をお客さまからの申し出があれば、工事完成日以降に徴収することができる。
- (5) 当社は、お客さま所有の既設内管を、そのお客さまからの申込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事については、当社が認める場合には、工事費の全部又は一部の支払期日を工事完成日以降で当社が別途指定する期日に繰り延べることができる。この場合、支払期間に応じて金利相当額を徴収することがある。
- (6) 当社は、前各号の規定にかかわらず、債権保全上必要と認めた場合は、工事着手前に工事費等を全額徴収する。
- (7) 当社は、お客さまからの工事の申込みを受けるにあたり、工事着手前に工事費等の納入方法等について、別途契約書を取り交わすことができる。

(8) 当社は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成後、遅滞なく精算する。

- ① 工事の設計後にお客さまの申し出により導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき
- ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき。
- ③ 工事に要する材料の価額（材料の価額に消費税等相当額を加えた額をいう。）又は労務費に著しい変動があったとき。
- ④ その他工事費等（所要工事費に消費税等相当額を加えた額をいう。）に著しい差異が生じたとき。

1 2. 工事費等の支払方法

お客さまは、工事費、供給施設の修繕費及び検査料その他代金を、原則として払い込みの方法で、当社又は指定金融機関に支払わなければならない。

VI その他

1 3. ガス工事の変更、解約の場合の損害賠償等

(1) 当社は、工事着手後、お客さまの都合により供給開始に至らず契約が解約又は変更となった場合は、原則として、すでに要した費用(所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。)をお客さまから徴収する。ただし、工事を実施していない部分につき、9及び10にかかげる工事費等を精算すべき事情が存在することが判明し、当社がガス工事契約の変更又は解約もやむを得ないと認める場合、協議とする。

(2) (1)の規定により徴収する費用及び損害賠償の範囲は、次に掲げるものとする。

- ① 既に完了した設計見積の費用（所要工事費に消費税相当額を加えた額をいう。）
- ② 既に工事を施工した部分についての材料費、労務費等の工事費（所要工事費に消費税相当額を加えた額を言う。）及び工具、機械等の使用に係る費用（所要費用に消費税相当額を加えた額を言う。）
- ③ 原状回復に要した費用
- ④ その他施工についての特別の準備に係る費用（所要費用に消費税相当額を加えた額を言う。）

(3) お客さまの都合等、当社の責に帰すべき事由なく、ガス工事が変更、中断又は解約される場合は、それによりお客さまに発生する損害について、当社は賠償の責任を負わない。

1 4. 不可抗力による損害

(1) 当社は以下の供給施設の工事を行う場合において、天災その他自然的又は人為的な事象であって、お客さま又は当社のいずれの責めにも帰すことのできない事由（以下「不可抗力」という。）によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器又は施工用機器について損害が生じたときは、事実発生後その状況をお客さまに通知することができる。

- ①内管及びガス栓
- ②ガス遮断装置
- ③整圧器（お客さまの申込みによりそのお客さまのために設置されるもの）

④昇圧供給装置

- (2) 前項の損害で重大なものについて当社が善良な管理者としての注意をもって工事等をしたと認められるときは、その損害額はお客さまが負担することとする。
- (3) 火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とする。

1 5. 担保責任

- (1) 当社は以下の供給施設の工事を行う場合において、工事目的物が契約に適合していない場合、お客さまは相当の期間を定めて当社に補修を求めることができる。ただし契約不適合が重大でなく、かつ、補修に過分の費用を要するときは、当社は損害賠償によりこれを代えることができる。

①内管及びガス栓

②ガス遮断装置

③整圧器（お客さまの申込みによりそのお客さまのために設置されるもの）

④昇圧供給装置

- (2) (1) の担保責任の期間は、民法の規定に従うものとする。

1 6. 裁判管轄

この工事約款及びこれに基づくガス工事契約に関連してお客さまと当社の間が生じる一切の紛争は、福井地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

附則

1. 実施期日

この工事約款は、2025年4月1日から実施する。

(別表第1) お客さまが供給を受けるガスの圧力

(1) お客さまが低圧で供給を受ける場合は、次に規定する圧力とする。

圧力区分	圧力値
最高圧力	2.5 キロパスカル
最低圧力	1.0 キロパスカル

(2) お客さまは、(1)の最高圧力を超えるガスの供給を受ける場合は、当社と協議のうえ、圧力を定めてガスの供給を受けることができる。

(別表第2) 本支管工事費の当社の負担額

(1) ガスメーターの能力別当社負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき当社の負担する金額
2.5 方メートル毎時以下	183,250 円
4 立方メートル毎時	293,200 円
6 立方メートル毎時	439,800 円
10 立方メートル毎時	733,000 円
16 立方メートル毎時	1,172,800 円
25 立方メートル毎時	1,832,500 円
40 立方メートル毎時	2,932,000 円
65 立方メートル毎時	4,764,500 円
100 立方メートル毎時	7,330,000 円
120 立方メートル毎時	8,796,000 円
160 立方メートル毎時	11,728,000 円
200 立方メートル毎時	14,660,000 円

(2) (1) 以外のガスメーターを設置する場合の当社負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき73,300円の割合で計算した金額とする。

(別表第3) 本支管及び整圧器

	口 径
本 支 管	40mm
	50mm
	75mm
	80mm
	100mm
	150mm
	200mm
	300mm
ただし、最高使用圧力が0.1メガパスカル以上の導管を用いる場合には、口径100mm以上とする。	
整 圧 器	50mm
	75mm
	100mm
	150mm
	200mm